

高知くらしの護身術

90

エステ

サロンで強引な販売も

(2008年5月6日掲載原稿)

エステに関する相談ではエステサービスそのものの相談と同様に一緒に購入した化粧品や美顔器など(関連商品)の御相談もあります。

例えば、きっかけはエステの体験に出かけたところ営業員に熱心に勧められ美顔エステを契約した。次にエステサロンに行ったときにエステに必要と言われ化粧品も何点か購入した。その時点でクレジットの支払月額が自分の支払える予定額を超えてしまったのでもうこれ以上は買わないようにしようと思った。ところがエステに通う度に、美顔器や新しい化粧品、健康食品を勧められてエステに通うのが苦痛になったので解約したいが、出来るだろうかというもの。

相談者は、エステは気持ちよく受けたい一方で強引な勧誘は断りたいという気持ちでストレスを感じているのです。

消費生活センターでは消費者への啓発として、「強引な勧誘を受けても不要な場合はキッパリと断りましょう!」とお話ししていますが、この相談の場合はなかなかスッキリと割り切れない相談者の心理を業者が利用しているのです。

エステや語学教室などに通う場合、一定の期間と金額等を満たせば(特定継続的役務提供)中途解約も出来ますし解約に伴う料金も定められています。けれども、中途解約をしても受けたサービスの料金や使った化粧品の代金は必要です。

「キレイになりたい」というのは当たり前の願望ですが契約前に慎重に考えることも必要ですね。